

【令和5年度採用】

社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会
箕面市立介護老人保健施設
職員（介護職員）募集要項

★ 社会福祉協議会とは、

- ① 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
 - ② 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
 - ③ 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
 - ④ 市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。
- 全国社会福祉協議会「新社会福祉協議会基本要項」1992年（平成4年）

1 募集人数 若干名

2 採用職種 介護職員

3 職務内容 箕面市立介護老人保健施設での介護業務

4 勤務時間 交代制
(日勤 8時45分～17時15分、夜勤 16時30分～翌日9時30分、早出 7時30分～16時、遅出 11時30分～20時)

5 受験資格

高齢者福祉、在宅福祉の増進に深い熱意と理解を有する人で、次の全ての要件を満たす人

- ① 介護福祉士資格を現に有する人または他の介護資格や経験を有する人
- ② 昭和37年（1962年）4月2日以降に生まれた人
- ③ パソコン操作（ワード・エクセル等）ができる人

★ ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ④ 日本国籍を有しない者で、次のいずれにも該当しない人
 - ア 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

6 応募手続

◇ 申込用紙請求先

試験申込書は、箕面市立介護老人保健施設1階事務所でお渡しします。また、箕面市社会福祉協議会ホームページ（<https://www.minoh-syakyo.or.jp/>）からダウンロードすることができます。この場合、A4版の白色普通紙に黒一色のインクで印刷してください。

◇ 申込先

試験申込書を郵送もしくは持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書類在中」と朱書すること。持参の場合は、平日（8:45～17:15）のみ受付します。

〒562-0014 箕面市萱野5丁目8番2号

箕面市社会福祉協議会 箕面市立介護老人保健施設 事務所

◇ 申込受付期間

随時

◇ 提出書類

試験申込書 1通（写真貼付、2ページあります）

7 試験日時及び試験会場

- ◇ 日時 連絡調整の上実施いたします。
- ◇ 内容 個別面接
- ◇ 会場 箕面市立介護老人保健施設（箕面市立総合保健福祉センター本館）

8 合格発表

受験者全員に、書面で通知します。

9 採用の時期等

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、原則令和5年1月から令和5年4月1日までの間で相談の上、採用の予定です。

また、最終合格発表時に、採用候補者名簿に補欠登録をする場合がありますが、補欠登録者は、合格者や職員に欠員が生じた場合に限り、繰り上げ採用の対象となります。

10 給与等

- (1) 基本給 181,000円～251,000円
※所持資格・経験年数によって基本給が変わります。
- (2) 手当等
処遇改善手当 5,000円
夜勤手当 1回につき7,000円
扶養手当、通勤手当、退職金制度等あり
※社会保険加入
- (3) 賞与 年2回(6月、12月)あり
※賞与額については業績による。
- (4) 年間休日 120日(その他夏季休暇3日)
- (5) その他 原則毎年昇給があります。
※条件等変更になる場合がございます。

11 注意事項

- (1) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。申込書に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。
- (2) 試験当日に資格証の写しを持参してください。

12 お問い合わせ (平日 8:45～17:15)

■採用試験に関すること

■業務内容・施設見学に関すること：

老健管理課 電話 072-727-9530

※事前に施設見学を希望されるかたは、(土日祝除く)、ご希望の日時をご相談ください。

試験会場等

